経常利益（又は経常損失）	6,460,123,773	▵	7,629,891,256	▵	1,169,767,483	—	0	▵	1,169,767,483
当期純利益（又は当期純損失）	6,460,123,773	▵	7,629,891,256	▵	1,169,767,483	—	0	▵	1,169,767,483
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0		9,595,890,197		9,595,890,197	—	0		9,595,890,197
当期総利益	6,460,123,773		1,965,998,941		8,426,122,714	—	0		8,426,122,714

注）共通の総資産については、平成23年度に受け入れた災害復興住宅融資等緊急対策費補助金です。

＜業務区分の方法・事業内容＞

災害復興住宅融資等政策上重要で民間金融機関では対応が困難な融資、平成17年度及び平成18年度に旧住宅金融公庫が申込みを受理した融資に係る業務等（住宅資金貸付等業務）と、団体信用生命保険、独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫の貸付金に対する保証等、旧公庫住宅融資保証協会が実施していた業務（保証協会承継業務）とに区分しています。

＜前中期目標期間繰越積立金を財源とする経常費用＞

保証協会承継業務経理に係る経常費用のうち9,595,890,197円です。

計量法施行規則第百二十一条に基づく特定計量証明事業管理者講習に関する公告

○国立研究開発法人　産業技術総合研究所公告第二十四号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、特定計量証明事業管理者講習に関し必要な事項を次のように公告する。

平成二十九年八月四日　　国立研究開発法人　産業技術総合研究所　理事長　中鉢　良治

一　受講資格

（一）環境計量士（濃度関係）であって、ダイオキシン類の実務の経験一年以下の者

（二）環境計量士（濃度関係）であって、一年を超えるダイオキシン類の実務の経験を有する者

（三）環境計量士（濃度関係）の下で、ダイオキシン類の実務に携わっている者

二　講習時期　平成二十九年十月十六日から平成二十九年十月二十日まで

講習会場　国立研究開発法人　産業技術総合研究所　計量標準普及センター　計量研修センター

〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

四　講習概要

（一）ダイオキシン類の分析、測定等の技術に関する事項

（二）特定計量証明事業（ダイオキシン類）の品質管理に関する事項

（三）ダイオキシン類関係法規に関する事項

五　受講料　三万六千四百円

六　募集定員　三十名（ただし、受講者決定に当たっては、受講資格（一）の者を優先する）

七　受講申請書提出期間　平成二十九年八月四日から平成二十九年九月四日まで（郵送による場合は、最終日必着とする。ただし、最終日前でも定員になり次第受付は終了とする）

八　受講申請書提出先

国立研究開発法人　産業技術総合研究所　計量標準普及センター　計量研修センター

〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

九　提出書類（各一通）

３２１　受講申請書（国立研究開発法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第３号）

３２　履歴書（国立研究開発法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第２号）

３　写真（大きさは、縦四・五センチメートル・横三・五センチメートル、正面、半身、脱帽、提出日前三ヶ月以内に撮影したもの。裏面に氏名を自署し、履歴書に貼付すること）

５４　受講に関する調査票（特定計量証明事業管理者講習）

６５　環境計量士（濃度関係）登録証の写し（受講資格（一）及び（二）の者）

６　申請者本人のあて名を明記した返信用封筒（大きさは角形二号で、「簡易書留」と朱書きし、四百五十円切手を貼付）

十　提出方法　郵送による場合は、簡易書留等配達の記録が残る方法で送付すること。

十一　その他

国立研究開発法人　産業技術総合研究所　計量標準普及センター　計量研修センターのホームページ　https://www.nmij.jp/~metroltrain/において、提出書類の様式等本件に関する情報を公開する。

厚生年金基金変更公告

全国パン厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、改正前厚生年金保険法第116条及び廃止前厚生年金基金令第４条の規定により次のとおり公告する。

１．新事務所の所在地　埼玉県新座市野火止５丁目２番13号

２．旧事務所の所在地　東京都新宿区新宿１丁目34番９号

３．変更年月日　平成29年７月１日

平成29年８月４日　全国パン厚生年金基金

代表清算人　白石　茂

企業年金基金変更公告

パン企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のとおり公告する。

１．新事務所の所在地　埼玉県新座市野火止５丁目２番13号

２．旧事務所の所在地　東京都新宿区新宿１丁目34番９号

３．変更年月日　平成29年７月１日

平成29年８月４日　パン企業年金基金

理事長　白石　茂

旅行業者営業保証金の権利実行のための配当表に係る公告

旅行業法第17条第１項並びに旅行業者営業保証金規則第４条第１項の規定により次のように公示します。

平成29年８月４日　長野県知事　阿部　守一

１　権利実行の申し出がなされた旅行業者の氏名又は名称、商号及び住所　中塚　恒司　つかさ観光　長野県下伊那郡高森町上市田559番地２

２　前号の旅行業者の登録番号　長野県知事登録旅行業第３－404号

３　第１号の旅行業者の営業保証金の権利実行のための配当表

弁済限度額　3,000,000円

権利実行の申し出の内容

申出者	申出額	債権認定額	配当額	手数料	払渡し額
奥田　恒彰	313,260円	313,260円	313,260円	51,162円	262,098円
代田五十恵	75,000円	75,000円	75,000円	12,249円	62,751円
羽生　誠司	51,650円	51,650円	51,650円	8,435円	43,215円
田中　利治	80,000円	80,000円	80,000円	13,066円	66,934円
長野県会計管理者					84,912円

※旅行業者営業保証金規則第11条第２項の規定により、還付の手続きに要した費用（上記の手数料の合計）については長野県会計管理者に支払うこととする。